

研修報告書

令和4年 4月 18日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 藤本 善男

次のとおり研修会に参加したので、報告します。

研修年月	令和4年 4月 11日（月）、12日（火）
研修名 及び 主催者名	<p>研修名：第1回市町村議会議員 特別セミナー</p> <p>主催：公益財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所</p> <p>4月11日</p> <p>講義1 地方行政と政策デザイン 講義2 少子化問題の日本の特徴</p> <p>4月12日</p> <p>講義3 行動するSDGs「ごみ」からのアプローチ 講義4 歴史的資源を活用した観光まちづくり</p>
報告事項	<p>本セミナーは公益財団法人全国市町村研修財団が主催し、全国市町村国際文化研修所において、2日間で4テーマの講義を受けた。</p> <p>セミナーの趣旨はまちづくりをテーマとして、地方議員に求められる行政課題について学ぶこと、とされており、自治体が直面している諸課題に関する事として取り上げた政務活動テーマと合致することから、受講することとした。</p> <p>なお、今回は来所による受講により、受講者同士の情報交換を行なう予定であったが、感染症対策の観点から、交流会は未実施であった。</p> <p>各テーマについては、テーマ4以外は資料が配布されているので、今後については、配布資料を活用して議会内の議論に活用したいと思うが、講義内容のポイントについて、以下記載する。</p> <p><u>講義1：地方行政と政策デザイン 講師：福井県知事 杉本達治</u></p> <p>杉本氏は自治省に入省後、様々な要職を経たのち、2019年4月に福井県知事に就任し、現在に至っている。</p> <p>講義のテーマは、地方行政と政策デザインであるが、政策デザインとは、政策目的を達成するための道筋（デザイン思考の活用）とのことで、</p>

これまで経験や積み上げにより形成されてきたものを、デザイン思考+EPBM(エビデンス・ペースト・ポリシー・マイキング=証拠に基づく政策立案)を行うことにより、クリエイティブ重視、データ重視を強め、政策の質の向上を目指そうとしている。

具体的な取り組み事例として、新型コロナ対策「福井モデル」が紹介され、発症者の早期発見・早期治療・常時見守りで、感染拡大・重症化の防止が実現したこと。

データに基づく政策立案としては、感染症の経路不明者を1.7%まで抑え込んだ上で、感染場面はマスクなし会話が全体の93%を占めることを突き止め、マスク購入券、臨時医療施設、おはなしはマスク、ワクチンダッシュボード、自宅観察システム、外来での中和抗体薬等投与などの対策を先手で実現することができ、全国的にも福井県の事例が注目を集めることとなった。

また、「おはなしはマスク」の徹底や、「ワクチン3回目接種の促進」など、県民にわかりやすい広報の工夫された事例や、デジタルバウチャー（金券）「ふく割」などの紹介をいただいた。

次に福井県の人口減少の構造を説明いただき、福井と東京のライフデザイン比較を行った結果、60歳までの福井と東京の生活費の差は福井県の方が約3,000万円安上がりとなる試算結果の説明を受け、移住定住施策を進めるうえで、約3,000万円のアドバンテージが福井にあることをどのように訴えるのが効果的か、その有効性検証（ナッジを活用したweb広告）した事例などが紹介された。

その他にも「ふるさと納税制度」の創設を福井県が提案したことや、東京都などの都市部と地方で大学定員が偏在していること、新たな法人税制度、森林・林業の方向性など、多岐に渡った福井県のビジョンの説明を受けた。

（感想）

すべての事業を杉本知事が発案された訳ではないだろうが、福井県が目指す姿が政策デザインという方法を用いて非常にわかり易く受け止められた。

現在島田市においても、DX推進などが進むこととなるが、膨大なデータの中にある事実を的確に受け止めて、あらたな施策につなげることが必要であると感じた。

講義2：少子化問題の日本の特徴 講師：中央大学教授 山田昌弘

講師である山田教授の専門は家族社会学で、内閣府・男女共同参画会議民間議員、東京都社会福祉審議会委員など公職を歴任し、パパ活サイトシングル、格差社会、婚活の名付け親でもある。今回は「日本の少子化

対策はなぜ失敗したのか」をテーマに、コロナ禍が格差を拡大させ、少子化を加速する、との副題により、コロナ禍の課題を講義していただいた。

はじめに人口動態統計、国勢調査の結果が報告され、2020年の婚姻数は52万5490組（2019年 59万9007組）、2020年出生数84万832人（2019年 86万5239人）で、人口動態速報では、2021年は2020年に比べ、婚姻数、出生数とも減少傾向が加速しているとのこと。

また、2020年国勢調査による未婚率は男性51.9%、女性38.5%で、前回2015年の未婚率47.1%（男性）、34.6%（女性）から大幅に未婚率が上昇しているとのことであった。

山田氏は少子化の原因は、「日本社会の構造」にかかわる問題であると述べ、その要因としては、少子高齢化、経済停滞、格差社会の進行、男女共同参画の停滞、といった4つのトレンドが相互に関連しており、高度成長期に形成され、バブル期に確立した日本特有の「制度、慣行、意識」への固執が悪影響を及ぼしているとしている。

日本社会の構造にかかわる問題の具体例として、高収入の男性でなければ娘の結婚相手として相応しくないといった親の意識が変わらない例が挙げられた。

収入の相対的に不安定な男性が結婚相手として選ばれない、という現状を打破するためには、収入が不安定な男性と結婚する女性を増やすことにつながる政策を行わなければ、少子化対策にはならないとすれば、保育所を作れば、未婚女性は収入が不安定な男性と結婚するのかといった政策的な点をあらためて考える必要がある、と述べられている。

次に、日本の少子化対策失敗の原因として、従来の調査、分析、政策提言から、①欧米に固有の慣習や価値意識を、日本に当てはまるものとして前提にしたこと、②日本人に特徴的な慣習、価値意識を考慮しないこと、といった二つの問題点が提起された。

欧米固有の慣習として特徴的なものは、子は成人したら親から独立して生活する慣習、女性はやりがいのある仕事についているという現実、恋愛感情を重視する意識、親の子育て責任は成人までという意識などである。一方で、日本人に特徴的な慣習、価値意識としては、リスク回避傾向、世間体重視、である。

家族意識、価値観の違う日本に欧米のモデルを適用した陥穰（かんせい=おとしあな）として顕在化した点は、自立志向の弱いパラサイトシングル、女性にとって仕事による自己実現という意識の弱さ、恋愛感情の弱さ、子どもの将来に対する責任意識の強さなどである。

欧米は一人暮らしのが原則であるので、結婚や同棲は経済的に楽になる手段であるのに対し、日本や東アジア諸国、南欧などは結婚まで親と同居するのが当然であるため、結婚して新しい生活を始めることは、生活水準を下げるイベントとなっているとのことであった。

その他にも具体例を示して、欧米と日本の特徴が述べられたが、欧米の少子化対策の前提として、結婚、同棲前は一人暮らしだであること、女性は仕事で差別されず、仕事で自己実現を求める、恋愛が盛んで、恋愛感情があれば一緒に暮らしたいと思うこと、子育ては成人すれば終了ということがある、女性の両立支援が効果的であることから、子どもを育てながら働き続ける条件を調べればその他はすべて解決し、収入が不安定な男性でも結婚できると考察されている。

一方、日本の現状をまとめると、結婚前は親と同居しており、女性差別は地方の中小企業に多く、恋愛感情は重視されず、愛情であれば配偶者よりも子ども、夫婦であれば愛情よりも経済生活を優先、将来にわたる子育ての責任がかかり、恋愛感情よりも自分の子どもの経済条件を第一に考える、との事情があり、仕事と家庭の「両立支援」を中心とした少子化対策は、「空振り」に終わると述べている。

氏の講義はその後日本の少子化の要因として、少子化の実態、結婚の二つの意味、日本の結婚難の構図が具体的な数値により説明され、近年の未婚化の理由は、経済的な不安、出会いの減少、恋愛へのあこがれ消失であると結論付けられた。

本講義の最後に日本の少子化対策を巡る暫定的な結論として、

- ・子どもに惨めな思いをさせたくない、という意識が働き
 - ・子どもの経済・教育環境は親が整えなくてはならないという現状が続き
 - ・若年男性の経済格差が拡大したままで
 - ・女性差別で、十分な収入や職業継続が難しい中で
 - ・男性が主に家計を支えるという意識が続き
 - ・親が多く未婚の若者（特に女性）を経済的に支え
 - ・将来の大きな経済成長が望めないと信じられている限り、
- 日本の若者は子どもを多く産み育てようとは思わないとの点に至り

この課題を打破するためには、収入が不安定な男性をどのようにして結婚までもっていくか、そのような男性と結婚しても大丈夫という女性をどう増やすかにかかっている、と結論付けられた。

（感想）

少子高齢化への対応は、どの自治体でも課題となっており、移住定住などの施策が積極的に進められているが、市内には多数の未婚の男女が居住しており、今回の分析で明らかになった結婚しない層が存在していると思われる。市のアンケートなどからこのような潜在的独身者の実態を明らかにし、日本の価値観から少しでも脱却できる施策を考える必要があると感じた。

講義3：行動するSDGs 「ごみ」からのアプローチ

講師：京都大学大学院地球環境学堂 准教授 浅利美鈴

講師の浅利准教授は京都大学工学部地球工学科卒で、研究テーマは「ごみ」や「環境・SDGs 教育」。今回の講義は、「行動するSDGs ごみからのアプローチ」というテーマで講義していただいた。

講義の冒頭では、ごみの定義とともに家庭ごみの重量内訳、商品ごみの内訳、家庭ごみの容積内訳などについて触れられた。

家庭ごみの重量内訳では食料品の比率が最も多く、湿重量の20%が使い捨て商品（ティッシュ、紙ふきん、使い捨てライター、ストロー、割りばし、紙おむつ）で、まったく手が付けられていない食べ物、まだ着られる服も課題だが、家庭ごみの残された課題は「食料品」や「紙」などのバイオマスであるとのこと。

食品ごみの内訳については、調理くず44%、食べ残し42%が大半を占め、食べ残しは食品ロスと定義付けされるが、そのうち手つかずの食品は28%である。

一方、家庭ごみの容積内訳では、容器包装材が一番多くの比率を占め、容積の約50%は「容器包装資材」で、レジ袋はいまだに、ごみ全体の数%を占めているとのこと。

家庭ごみの状況に続き、深刻な問題となっている世界のプラスチック容器包装フローの説明をいただき、年間の生産量は7,800万トンで、14%が焼却、40%が埋め立て、32%が環境排出、リサイクル回収は14%のことであった。

なお、ごみ処理費用のうち、現在は収集運搬に総費用の50%が経費としてかかっているとのことであった。

また、日本のプラスチックフローについては、プラスチック廃棄物940万トン（全廃棄物の2%）、リサイクル率は24.8%、リサイクル率+熱回収では81.6%となっており、リサイクル法による回収はこのうち約200万トンのこと。

化石燃料のうち約3~4%がプラスチックとして活用されており、その6~7割が容器包装になっているが、世界では14%、日本では25%がリサイクルされ、環境放出されている量は世界32%に対し、日本は1%との数値に示されるように、日本は資源の高循環を達成していることがわかる。

また、世界には約2,000炉の廃棄物処理炉があるが、その多くは日本国内に設置されているもので、世界のごみ処理の主流は埋め立て方式を採用しており、脱炭素化社会の流れの中で、ごみを燃やすという考えは古い考えと言われているようである。

その後、プラスチック問題の論点や、ごみ問題を多くの人に認識してもらうための方法として、京大式プラチャート「プラ・イド（Plide）」

などの手法の説明につづき、気候変動への意識と行動には差があることや、20代30代は環境問題に関して先進的な層と、無関心な層の2極化傾向があるとの説明をいただいた。

(感想)

浅利氏は京大在学中からごみ問題に关心を持ち、京大のごみ削減に取り組みなど、その活動は歴史あるものと感じた。

これまでの活動のスライドなどでは、回収した生ごみを食品の種類ごとに徹底的に分類するなど、ごみ問題を議論するときの基本が、ごみの分類であることが、講義の中でよく理解できた。

また、島田市で採用している溶融炉式のごみを燃やす廃棄物処分方法は古い考えであることに気づかされた。

プラスチックごみは日本ではほぼすべてがマテリアルか熱による再利用になっているとのことなので、今後はいかに削減を行うかといった点が重要になると感じた。

また、食品ロスや湿重量の多いものについても、個人レベルでの意識改革と堆肥化などの地道な活動を進める必要性を感じた。

講義4:歴史的資源を活用した観光まちづくり

講師：バリューマネジメント株式会社 代表取締役 他力野 淳

講師の他力野淳氏は2005年にバリューマネジメント株式会社を立ち上げ、文化財などの歴史的資源、行政の遊休施設の利活用や観光まちづくりを推進され、現在全国で100か所を保全、民間活力で観光資源として活用されている。今回は、歴史的資源を活用した観光まちづくりについての講義をいただいた。

現在の地方自治体の大きな課題は、人口減少による過疎化であり、令和4年4月時点で全国1718自治体中50%は、過疎地域に指定されている。

これまで税金により保全が進められてきた、各地域の歴史的建造物の維持が立ち行かなくなり、失われる地域資源が増えていること。

その解決策として、観光まちづくり、歴史的資源の利活用による、宿泊、飲食、婚礼、MICE、物販などの活性化が求められることとなっているが、民間の現状は、不採算、相続問題を抱え、国や行政は税保全の限界、文化財保護法改正の流れがあり、神社仏閣については、資産運用で収益確保の体制をつくっている、とのこと。

今回は、同社の手掛けた事例として、神戸迎賓館、愛媛県大洲城下町のNIPPONIA HOTEL、平安神宮会館などの事例が紹介され、大洲城下町に取り組みについて詳細な説明をいただいた。

大洲市の事例においては、キタマネジメントというまちづくりDMOを立ち上げ、不動産管理会社としてSPCを設置し、事業に取り組んできたとのこと。DMOキタマネジメントは大洲市、伊予銀行、NOTE、バリュー

	<p>マネジメント株式会社で構成され、日帰り観光では消費額が伸びないと分析を踏まえ、着地型観光・滞在型観光を目指して、旅の目的となるホテルを目指したこと。</p> <p>具体的な取り組みとして10億円の資金を投入して分散型ホテルをまちの資源を活用して構築したこと。</p>
(感想)	<p>歴史的資源を活用したまちづくりが、全国自治体でも大きな流れとなっていることを認識させていただき、島田市でも取り組もうとしている川越遺跡の歴史的資源の活用事業に対する事業判断をする際に、参考となる講義をいただくことができた。</p> <p>コロナ禍の中、具体的な成果を出すことは難しいかもしれないが、愛媛県大洲市の事例などは現地を訪れ、事業内容の確認の必要性を感じた。</p>
まとめ	<p>2日間で4テーマの講義を聞くことができたが、どのテーマも日頃感じている行政課題について最新の調査研究成果や、実際の取り組み事例を紹介していただき、大変参考となった。</p> <p>特に講義2の少子化問題や講義3のごみ問題については、所属している常任委員会、予算決算特別委員会でも常に事業予算の審議過程で事業の将来像を描きながら議論することが必要であるので、大変参考となつた。</p>

研修報告書

令和4年 8月 8日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 藤本 善男

次のとおり研修会に参加したので、報告します。

研修年月	令和4年 7月 20日（水）、21日（木）
研修名 及び 主催者名	研修名：令和4年度市町村議会議員研修 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」 主催：公益財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 7月20日 講義 自治体決算のポイントと審査のポイント 武庫川女子大学経営学部 金崎健太郎 教授 7月21日 講義・演習 行政評価等を活用した決算審査 静岡県立大学経営情報学部 小西 敦 教授
報告事項	本セミナーは公益財団法人全国市町村研修財団の主催による研修会で、全国市町村国際文化研修所において、2日間で2テーマの講義を受けた。 当初、本セミナーは2日間で5項目の講義を受けることとなっており、1日目は決算の意義と審査のポイント、決算審査の実践を学び、2日目に公会計書類を活用した決算審査、行政評価の仕組み、行政評価を活用した決算審査の実践といった内容を予定していたが、講師変更により内容も若干の変更があった。 今回はあらためて決算の意義を学ぶとともに、行政評価を活用した決算審査のあり方の様々な事例について学ぶことを目的として受講した。 <u>講義1：自治体決算のポイントと審査のポイント</u> 武庫川女子大学経営学部 金崎健太郎 教授 (1) 自治体決算の意義と役割（第3時限） 金崎教授は旧自治省入省後、佐賀県財政課長、佐賀県総括政策監、和

歌山市副市長、総務省選挙部企画官、札幌市財政局長、内閣官房内閣参考官、関西学院大学法学部教授等を経て、現職を務めているとのこと。

講義では、最初に地方公共団体（官庁会計）と民間企業（企業会計）の違いについての説明があり、民間企業の会計書類作成の目的が、利益の追求であるのに対し、官庁会計の目的は住民の福祉の実現にあるため、発生主義会計で複式簿記を採用している企業会計に対し、官庁会計では、単式簿記、現金主義会計となっており、必ずしも会計上で利益を確保することを目的としていない、との説明であった。

また、自治体予算は対象年度の役所の仕事を決めることであり、事業を民主的に決めており、決算では予算で決めた仕事が為されたかを確認することがその意義であるが、近年では予算通り執行したかを確認するだけでは、無駄遣いが絶えないため、公会計を民間企業の会計処理と同様にできないか、といった研究も進められているとのこと。

決算について、議会は認定・不認定の2択しか行えず、尚且つ不認定となつたとしても、直接的な法的効力は無いことをなっていることを踏まえる必要があるが、例えば収入未済額が増加している場合、滞納繰越が無いかを確認する必要があり、不用額が出た場合も、事業を行わなかつことによる不用額なのか、工夫をしてコストダウンをした結果なのかで、同じように余っていても中身が違うことを意識すべきであるとのこと。

また、決算までの流れや決算関係の書類を説明いただいたが、決算関係書類は、市町が異なっていても概ね似たような書式であるものの、主要な施策の成果を説明する書類については、各自治体で統一された書式は無く、各自治体の実情に合わせて書類を策定しているようである。

次に決算関係書類の説明に移り、歳入歳出決算書の書式は自治法規則に様式が定められているため、各自治体とも似通った書式となっており、歳入書式の各科目についての詳細説明では、調定額とは徴収すべき金額の決定額を表し、翌年度に繰り越すべき財源について、繰越明許は予定した年度の翌年度に繰り越す場合を指し、2年目以降に繰り越す場合には事故繰り越しとすべきことの説明があった。

ここまで説明を受け、受講者からの質疑を行った。主な質疑の内容は以下の通りである。

Q. 不用額の流用について、どのように考えるべきか。

A. 議会が認めているのは、予算書で示した款項であり、これを跨いだ流用は許されないが、事項別明細で示された目・節の中での流用や、人件費など、予算書に但し書きで書いてあるものは、流用可能である。

Q. 官庁会計が単式である理由は。

A. 複式簿記は一定期間で利益確保するための方式であり、自治体は

利益確定が目的でなく、予算に基づいた仕事をする事が最大の目的であり、法律自体が、それを根拠としている。

Q. 不納欠損を行うのは10年経過後か。

A. 一般的には10年だが、税法上は5年であるので実情に応じて5年で不納欠損処分をすることもある。

Q. 国のプライマリーバランス均衡の目途は。

A. 目途立っていないと思う。

Q. 国の16カ月予算はどう考えるか。

A. 国が柔軟な運用となってきたことを示している。補正予算の運用が端境期の仕事の安定化となったが、よろしくない傾向である。

(2) 決算を用いた財政診断（第4時限）

決算を用いた財政診断の項では、財政診断に活用できる資料の説明、普通会計について、実質収支、実質収支比率、単年度収支、実質単年度収支、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率等の説明を受けた。

特記事項として、これまでの決算審査では実質収支比率については、あまり議会でも議論していなかった点を見直しすべきと考えた。目安として3~5%程度が望ましいとのことで、島田市の令和2年度実質収支比率3.7%は、望ましい数値となっていることが確認できた。

財政力指数の算定に当たり、基準財政収入額として見込む税収は全体の75%で、25%は留保財源となり、交付税対象外とするとの説明はあまり意識していなかったため、あらたな気づきをいただいた。財政力指数0.74の島田市は、留保財源を含めればほぼ1.0となるので、基準財政需要額程度の収入は確保できている、と理解した（但し、基準財政需要額程度の予算規模では市の財政運営はできないので、予算が不足することに変わりはないが）。

また、健全化判断比率が重要視されるようになった背景について、夕張市の財政破綻は第3セクターによる多額の借り入れが、夕張市的一般会計を見ているだけでは判らなかったとの反省を踏まえ、制度化されたことについても説明をいただき、その後は地方財政も着実に健全化の方向に向かっているとの報告を受けた。

(3) 質疑（第4時限）

ここまで講義を踏まえ、受講者から質疑を受けた。

Q. 本市（No. 6埼玉県加須市）は実質収支比率が高く、繰り返し改善を求めているが、一向に応じる姿勢が見られない。どうすべきか。

A. 翌年度繰越金の内半分は財政調整基金に積み立てることとなつ

ているが、多額の残金があるようなら積立目的を明確にすべきである。財政民主主義に反する行為と考えるべき。

Q. 本市（西脇市）はマイナンバーカードの登録状況が良い方向ではないが、交付税への影響はあるか。

A. 普通交付税算定の根拠とするなど、諸説ある。全国の市の様子を見極める考え方のようである。

Q. 実質収支比率をプラスとするのは、予算を余らせるという考え方。実情に応じて予算を減額するのは良いことか。

A. 自治体は、実質収支のプラスマイナスについて、さほどシビアではなく、過分に余らせる考えは無い。予算の原則は来年何をやるかを一覧表に示すことなので、シンプルに作り見えるようになるのが大切。補正予算により見えにくくなり、一覧性も損なわれる。また、財政調整基金は無意味に持つべきでない。

Q. 人口減少をどのように想定しているか。

A. 例えば庁舎建設にあたっては、住民が少ないという前提で庁舎の大きさを判断すべき。人口減少が各種の指標に与える影響は無いが、地方交付税は減ることになる。

Q. 每年、財政調整基金の取り崩しが続いているが、どう考えるべきか。

A. 財政調整基金が減り続けることには注意すべき。毎年の取り崩しは何か別の要因があるように感じる。

（4）講義1を終えての所見

講義1は、自治体決算の基本となる内容について改めて学ぶことができた。特に重要と感じた点は、地方公共団体と民間企業の会計方式の違いが、会計書類を作成する目的の違いから生じていることである。

単式簿記で行っている地方公共団体の会計が劣っていると受け止められる可能性があるが、会計処理を行う目的を明確にすることで、その目的達成のために最適な簿記方式を採用するのが望ましいことであるとの点を再認識できた。

また、財政力指数の算出方式をあらためて学べたことや、実質収支比率を意識し、過分な翌年度への繰越額は予算の使い道を民主的にあらかじめ決めるという予算の考え方を後退させる、との指摘は、今後の決算審査において、意識していきたい点である。

講義・演習2 行政評価等を活用した決算審査

静岡県立大学経営情報学部 小西 敦 教授

講義・演習2は、行政評価等を活用した決算審査との題目で、静岡県立大学の小西教授よりご講義をいていただいた。

(1) 評価制度

行政評価の基本事項として、地方自治体の行政評価を規定する国の法律は存在しないことから、実施については、地方自治体の自由裁量に任されており、評価主体は自己評価と外部評価に大別されるが、それぞれに特徴があり、議会の位置づけがポイントになるとのこと。

国においては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」により、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めているとのこと。

評価主体を内部性、外部性と分けた場合、政策実施への影響、政策効果の影響が大きいのは執行機関が評価主体となる場合で、仕分け人による評価は、政策への影響や政策効果の影響も小さいものと受け止められる。

行政評価では外部の仕分け人による手法も一時見られたが、あくまでも外部者による評価なので、仕分け人は、政策の変化の影響は受けにくい立場であるとのこと。

先に述べた、行政機関が行う政策の評価に関する法律（評価法）において、評価の方法は、自ら評価することを基本としており、政策評価制度の法制化に関する研究会報告によれば、政策評価は国が行う評価であり、地方公共団体は実施主体とならないこととし、住民への説明責任を果たすためには政策評価制度の導入も考えられることではあるが、地方公共団体の独自性を踏まえ、責務は織り込まないことが妥当であると述べられています。

地方自治体に対し国が関与する事例として、地方創生総合戦略の策定が事例として示され、地方版総合戦略には行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、事業の結果住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標が求められていることが、紹介された。

また昨年の、経済財政運営と改革の基本方針2021では、E B P M (Evidence Based Policy Making=証拠に基づく政策立案) に言及しており、感染症対応として実施された地方創生臨時交付金などの自由度の高い予算措置について、事業の使途等の比較検証が求められ始めていたが、この時点においての事業評価は主として国の機関に求める傾向が強かったが、経済財政運営と改革の基本方針2022では、E B P Mの手法の実践に向け、行政事業レビューシート見直し、予算編成プ

ロセスでの活用を進めるとともに、エビデンスによって効果が裏付けられた政策や、データ収集への予算重点化などの方針が示され、新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、その内容と成果の見える化実施により、感染症収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとしており、地方に結果を求める傾向が出始めているとの説明があった。

(2) 現状

地方公共団体における行政評価の取組状況について、条例で行政評価を義務付けているのは2016年10月1日現在、196団体（17.9%）となっており、議会基本条例が根拠条例の一つとなっている事例が複数あることが紹介された。

2016年10月1日に公表された議会の行政評価への関与の実態では、都道府県、指定都市、市区町村1099団体の内、議会が審査（14団体）、議会への報告・説明（336団体）、資料配布（264団体）、関与なし（445団体）、その他（429）団体となっており、全国市議会議長会の令和2年調査でも、議会による事務事業調査は815市中46市（5.6%）と、低调であるとのことでした。

また、全国市議会議長会が調査した令和2年12月31日現在の議会基本条例が制定されている議会の数は544で、全体の66.7%です。

地方議会の重要な機能・役割は

- ・地方自治体の基本事項を決定する団体意思決定機関
- ・執行機関を監視・評価する機能

があり、全国の議会では様々な形で行政評価が行われているが、講義では、演習問題への叩き台として藤枝市で行っている行政評価手法が紹介されました。

藤枝市では、決算特別委員会、予算特別委員会、常任委員会がそれぞれに役割を担いながら、議会のチェックサイクルを確立しており、詳細の説明の後、議会と行政評価の関係について、標準型をつくるとしたら、どのような方式が良いかといった演習が行われた。

(3、4) 演習、発表

演習は1グループ6名程度で、20グループに分かれて行政評価の標準型をつくるとしたら、どのような方式が良いかを検討し、各グループから2分程度の発表が行われた。

発表によれば、20グループのうち約7割から藤枝市議会の方式が良いとの発表があり、良いと判断した理由としては、議会が提言を行っていることや、決算・予算・常任委員会が連動している点についての評価が高かった。

(5) 講義2を終えての所見

国における行政評価の根拠法を確認できた点は有益であった。E B PMという用語は初めて聞いた気がするが、コロナウイルス感染症に関連した地方への財政移転について、あらためて国も事業成果を求める傾向が強まっていることを認識できた点は良かった。

また、地方公共団体が行う行政評価であっても、国の法律の趣旨を踏まえれば、先ずは自己評価が基本となり、それを補う形で外部評価の目線を入れていくことになることを理解した。

藤枝市議会をモデルとした演習では、参加者から藤枝市議会の活動を称賛する発表が相次ぎ、島田市議会としても様々な課題はあるにせよ、今回のような場で意見交換をするのであれば、決算や当初予算についての特別委員会での活動は必須であるべきことを再認識させていただいた。